

本部及び委員会の運営に関する規程

(2024年9月21日施行)

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本ライフル射撃協会（以下本会とう。）定款第59条に定める部門及び委員会の運営に関する規則を定めることを目的とし、定款第59条にいう部門としての組織は本部と称することとする。

(本部及び委員会)

第2条 本会は事業遂行に必要な専門的な事項を処理するため、以下の本部、常設委員会及び特別委員会を設置する。

1) 本部

① 選手強化本部

2) 常設委員会

① 総務委員会

② コンプライアンス委員会

③ 推薦委員会

④ 国スポ委員会

⑤ 選手強化委員会

⑥ 競技運営委員会

⑦ 普及・生涯スポーツ委員会

⑧ マーケティング委員会

3) 特別委員会

① 倫理委員会

② 役員候補者選考委員会

③ アスリート委員会

(本部の責務)

第3条 本部は諸規程にそって複数の委員会の業務執行に係る事案について、協会を代表してその事案に対する対外折衝や関連する委員会に対する統括的な調整と指導業務を担当する。

(本部の構成及び任期)

第4条 本部は本部長、副本部長（必要に応じ）、委員で構成し、委員の任期は、1期2年とし任期途中で選任された者の任期は、他委員の任期満了までとする。

(常設委員会の責務)

第5条 常設委員会は諸規程にそって担当分野の会務の執行、事案裁定に対する責任を負う。

2 常設委員会の委員長は諸規程にそった担当分野の会務の執行、事案裁定に問題が生じた場合、

その問題の解決を理事会に委ねなければならない。

- 3 常設委員会の会務執行に関して規程変更が必要な場合、委員長は理事会に規程変更議案を上程できる。
- 4 常設委員会の業務の円滑な遂行を図るため、委員会内に部会を設けることができる。部会を設ける場合は理事会に報告する。

(常設委員会の構成及び任期)

第6条 常設委員会は、委員長、副委員長（必要に応じ）、部会長（必要に応じ）、委員で構成する。

委員の任期は、1期2年とし任期途中で選任された者の任期は、他委員の任期満了までとする。

(本部及び常設委員会の本部長、委員長等の選任)

第7条 本部長、常設委員会の委員長は、理事、理事待遇、参事から会長が指名し、理事会に報告する。

- 2 本部長は常設委員長との兼務ができる。
- 3 常設委員会の委員長は、他の常設委員会の委員長を兼務することはできない。
- 4 副本部長は、理事、理事待遇、参事から本部長が選任し、理事会に報告する。
- 5 常設委員会の副委員長と部会長は、理事、理事待遇、参事から当該委員会の委員長が選任し、理事会に報告する。
- 6 常設委員会の委員長・副本部長・副委員長・部会長の兼務は三役までを限度とする。

(委員の選任)

第8条 本部の委員は本部長が、常設委員会の委員は委員長がそれぞれ選任し、理事会に報告する。

(会議及び常務理事会)

第9条 本部の会議は本部長が、常設委員会の会議は委員長がそれぞれ招集する。

- 2 本部の会議の議長は本部長とし、常設委員会の会議の議長は委員長とする。
- 3 各常設委員会を含めた本会組織間での情報を共有し、連携を図る目的で、会長、副会長、専務理事、常設委員会の委員長及び常務理事で構成する常務理事会を、会長の招集により必要に応じて開催することができることとし、その議長は会長とする。

(会議の報告)

第10条 本部、常設委員会および特別委員会の会議の議事録は会議終了後2週間以内に事務局に提出し、かつ理事会に報告する。

- 2 インターネット上で実施した会議の議事録には署名人二名の署名を付して事務局に提出し、かつ理事会に報告する。

(業務分担)

第11条 各本部、常設委員会および特別委員会の業務分担は次のとおりとする。

- 1) 選手強化本部
 - ア 選手強化の全体方針に関する確認業務
 - イ 選手強化に関する事業及び予算の執行状況確認業務
 - ウ 選手選考等についてのコンプライアンスチェック業務
- 2) 総務委員会
 - ① 総務関係
 - ア 事業計画に関する業務
 - イ 表彰に関する業務
 - ウ 協会の組織、制度に関する業務
 - エ 内部管理体制の整備に関する業務
 - オ 渉外に関する業務
 - カ その他総務に関する必要な業務
 - キ ISSF、ASC その他国際関係に関する必要な業務
 - ク 不当な差別又は偏見の防止及び根絶に関する業務
 - ケ 多様性と調和の促進その他より良い社会の推進に関する業務
 - コ 会務の効率化及びデジタル化を推進する業務
 - サ その他総務に関する業務
 - ② 財務・経理関係
 - ア 事業計画、予算に関する業務
 - イ 事業報告、決算に関する業務
 - ウ その他財務・経理に関する必要業務
 - ③ 法制関係
 - ア 銃砲刀剣類所持等取締法及び関係法令に関する調査研究業務
 - イ 協会の規則、規律に関する業務
 - ウ その他法制に関する必要な業務
 - ④ 広報関係
 - ア 広報誌発行、ホームページ運営その他広報に関する業務
 - イ 資料の収集及び保存に関する業務
 - ウ 情報公開に関する業務
 - エ その他広報活動に必要な業務
- 3) コンプライアンス委員会
 - ア コンプライアンスに関する業務
 - イ 通報相談窓口に関する業務
- 4) 推薦委員会
 - ア 銃砲刀剣類所持等取締法に関する銃器の推薦に関する業務
 - イ その他推薦に関する必要な業務
- 5) 国スポ委員会

- ア 国民スポーツ大会に関する調査、研究、普及に関する業務
 - イ 国民スポーツ大会リハーサル大会運営に関する業務
 - ウ 国民スポーツ大会運営に関する業務
 - エ 国民スポーツ大会の視察に関する業務
 - オ その他国民スポーツ大会に関する必要な業務
- 6) 選手強化委員会
- ① 強化事業関係
 - ア ナショナルチーム選手の競技力向上に関する業務
 - イ ナショナルチーム監督・スタッフの選考検討に関する業務
 - ② ナショナルチーム関係
 - ア ナショナルチームの選考及び編成に関する業務
 - イ ナショナルチームの派遣に関する業務
 - ウ 国際競技情報の収集、配信に関する業務
 - ③ 医科学関係
 - ア 競技における医科学的サポートに関する業務
 - イ アンチドーピング活動に関する業務
 - ウ その他医科学的サポートに関する必要な業務
 - ④ パラ射撃競技関係
 - ア 当協会会員のパラ射撃競技選手の強化に関する業務
 - イ NPO法人日本パラ射撃連盟との強化事業についての連絡調整に関する業務
 - ⑤ ジュニアナショナルチーム関係
 - ア ジュニアナショナルチームの選考に関する業務
 - イ ジュニアナショナルチーム監督・スタッフの選考検討に関する業務
 - ⑥ 発掘・育成・強化事業関係
 - ア ジュニア選手の発掘・育成・競技力向上に関する業務
 - イ 競技技術情報の提供に関する業務
 - ⑦ ジュニアナショナルチーム関係
 - ア ジュニアナショナルチーム編成に関する業務
 - イ ジュニアナショナルチーム派遣に関する業務
- 7) 競技運営委員会
- ① 記録関係
 - ア 協会公認の競技種目及び記録に関する業務
 - イ その他記録公認に必要な業務
 - ② 審判関係
 - ア ライフル射撃の規則の制定、改廃に関する業務
 - イ 公認審判員認定、養成に関する業務
 - ウ 競技運営規則に関する業務
 - エ その他審判、競技規則と競技者育成プログラムに関する必要な業務

② 認定関係

- ア 検定に関する業務
- イ 認定に関する業務
- ウ 射場公認に関する業務

③ 段級関係

- ア 段級審査規程に関する調査、研究、改廃に関する業務
- イ 段級審査規程に定める中央段級審査委員会としての業務
- ウ 地方段級審査委員会及びその委員の承認
- エ 地方段級審査委員会において合格した者の承認に関する業務
- オ その他段級審査に関する必要な業務

④ 競技企画関係

- ア 協会主催競技会の全般計画に関する業務
- イ 競技運営に関する業務
- ウ その他協会主催競技会と競技者育成プログラム実施に必要な業務

8) 普及・生涯スポーツ委員会

① 導入事業関係

- ア 競技の普及に関する業務
- イ 競技における安全指導に関する業務
- ウ 青少年に対する導入事業に関する業務

② 生涯スポーツ推進関係

- ア シニア選手を対象とした事業に関する業務

③ 指導者育成関係

- ア 指導者の育成、認定に関する業務
- イ 指導者の派遣に関する業務
- ウ 競技技術の一貫指導体制確立に関する業務

9) マーケティング委員会

- ア マーケティング、スポンサーシップに関する業務
- イ 業務提携、ライセンスに関する業務

10) 倫理委員会

人事、運営、業務については別規程で定める

11) 役員候補者選考委員会

人事、運営、業務については別規程で定める

12) アスリート委員会

人事、運営、業務については別規程で定める

2 会長は、緊急に本会の事業遂行に必要な専門的な事項を処理する必要があると認められるときは、一の常設委員会の業務を他の常設委員会に、又は他の常設委員会と共同で行わせることができる。

(附 則)

第12条 本規程の改廃は、理事会にて行う。

第13条 第2条1)項②の2020 東京オリンピック・パラリンピック準備運営本部は2022年3月末をもって廃止を予定する。

1. 平成17年5月28日改定
2. 平成19年5月26日改定され、平成19年5月26日より施行する。
3. 平成21年7月25日改定され、平成21年7月25日より施行する。
4. 平成24年7月18日改定され、平成24年7月18日より施行する。
5. 平成27年7月17日改定され、平成27年7月17日より施行する。
6. 平成27年6月6日改定され、平成27年6月6日より施行する。
7. 平成27年9月19日改定され、平成27年9月19日より施行する。
8. 平成29年2月25日改訂され、平成29年2月25日より施行する。
9. 2019年6月1日改訂され、2019年6月22日より施行する。
10. 2021年5月29日改訂され、2021年6月19日より施行する。(マーケティング委員会設置・東京2020オリパラ準備運営本部の廃止予定を記載)
11. 2021年9月25日改訂され、同日より施行する。(コンプライアンス委員会を総務委員会業務分担から独立させ委員会へ)
12. 2022年2月26日改訂され、2022年2月26日より施行する。(ジュニア育成委員会を廃止し業務内容を選手強化委員会へ組み込み、総務委員会にモダナイズ部会設置のための業務内容を付加)
13. 2022年7月9日改訂され、同日施行する。(東京2020オリンピックパラリンピック準備運営本部)の削除)
14. 2024年5月25日改訂され、同日施行する。(国体→国スポ、国民体育大会→国民スポーツ大会へ名称変更)
15. 2024年9月21日改訂され、同日施行する。(本部長、委員長への就任可能役職への理事候補・参事の追加、パラ射連の名称改訂)

この規程第7条第1項に定める、常設委員会の委員長について、会長が理事待遇または参事から指名できること、および第4項に定める、副本部長について、会長が参事から指名できること、については、2027年度役員改選時までの適用とし、2027年度6月の役員改選時にも適用する。
以上